

ユースエール認定企業は、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な企業です



くるみんは、仕事と子育ての両立を支援する会社として認定を受けた企業のマークです



くるみんの次を目指すはプラチナくるみん!!



月報 令和3年7月

山口  
YAMAGUCHI

ハローワーク山口  
(山口公共職業安定所)  
〒753-0064 山口市神田町1-75  
TEL (083) 922-0043  
FAX (083) 925-4999

(事業主の方へ)

## 最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

### 概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給します。

### 対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業(1/40未満)も対象。

例: 10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象

$4 \text{人日 (休業)} / 200 \text{人日 (10人} \times 20\text{日)} = 1/50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業(令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。)であること。
- ② 事業場内最低賃金(当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。)を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

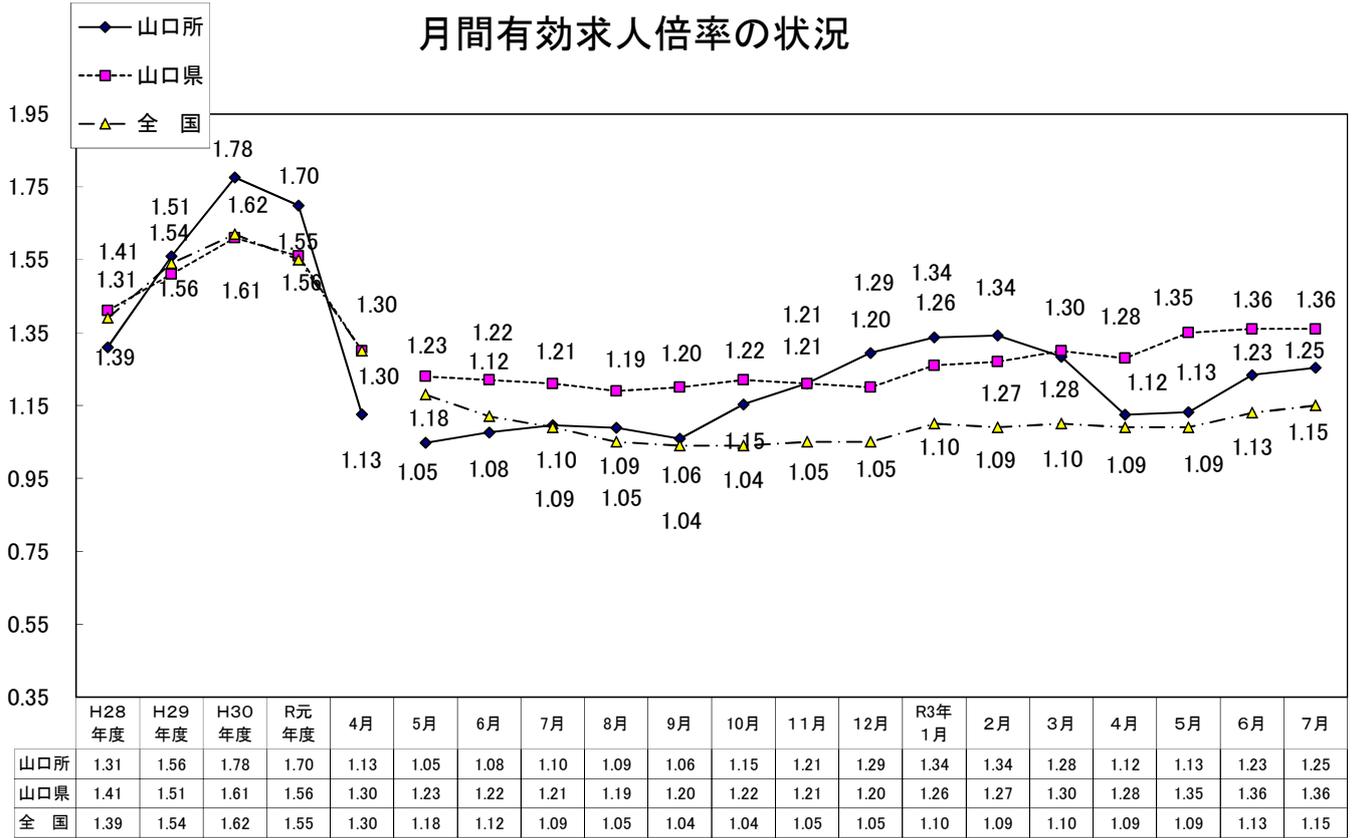
### 申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。(教育訓練や出向は対象になりません。)
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

# 労働市場の動き

## 月間有効求人倍率の状況

(倍)

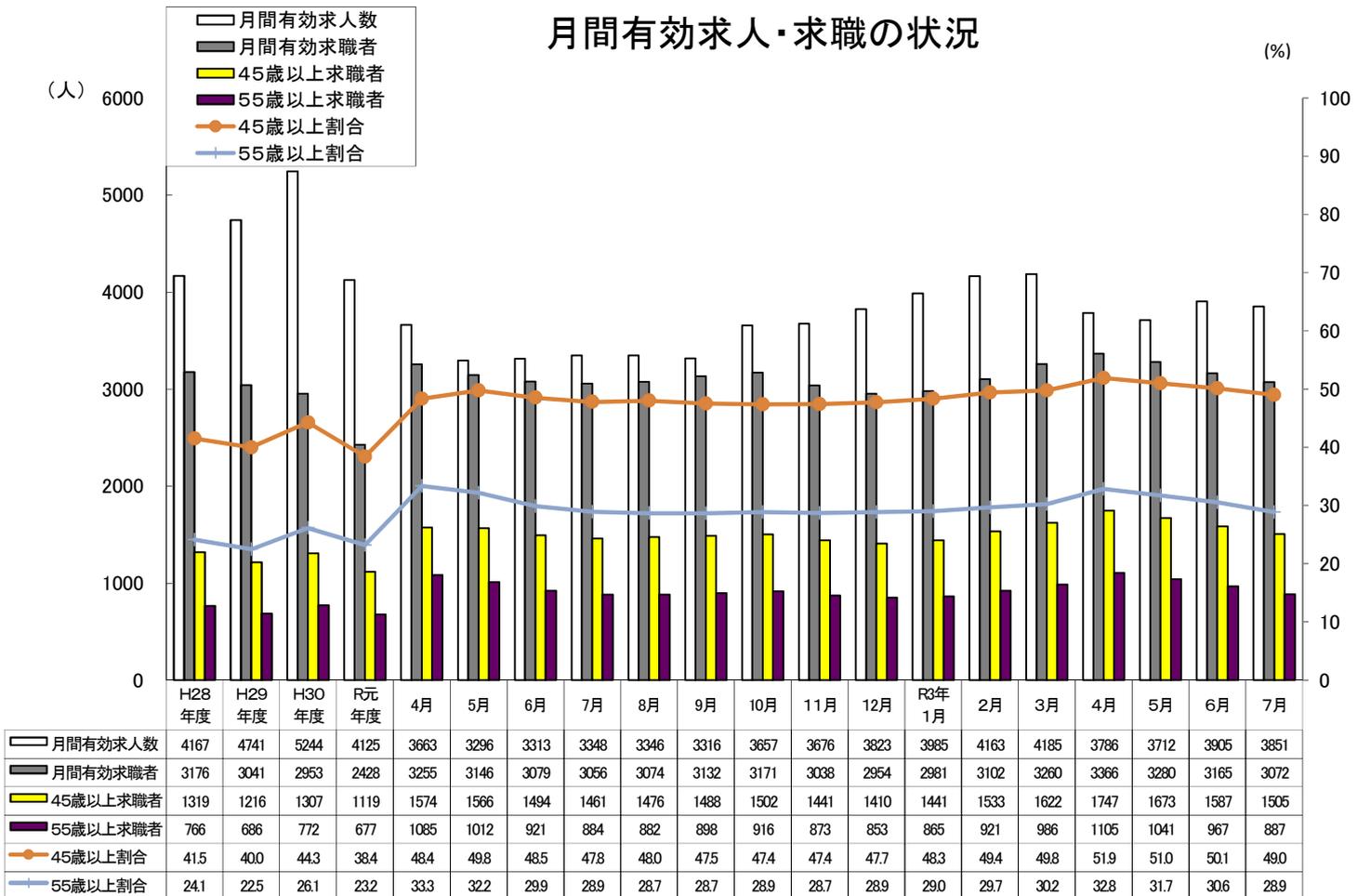


(注) 県及び全国の数値は季節調整値。なお、令和2年12月以前の数値は新季節指数により改訂。季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

## 月間有効求人・求職の状況

(%)

(人)



一般職業紹介状況（除く学卒関係）

項目		区分	令和3年7月		前月	前年同月
			計	うち男	計	
求人	a 新規求人数		1,226	-	1,553	1,155
	b 月間有効求人数		3,851	-	3,905	3,348
求職	c 新規求職申込件数		588	242	626	605
		うち雇用保険受給者	103	47	124	159
		うち中高年齢者	265	125	298	270
	d 月間有効求職者数		3,072	1,401	3,165	3,056
	うち雇用保険受給者		971	368	982	1,118
		うち中高年齢者	1,505	764	1,587	1,461
紹介	e 紹介件数		569	262	664	572
		うち雇用保険受給者	121	48	149	148
		うち中高年齢者	264	145	342	265
就職	f 就職件数		220	85	232	211
		うち雇用保険受給者	50	22	50	63
		うち中高年齢者	95	41	132	98
		g 充足数		238	-	244

職業紹介状況（フルタイム）

項目		区分	令和3年7月		前月	前年同月
			計	うち男	計	
h 新規求人数			749	-	822	717
i 月間有効求人数			2,325	-	2,370	2,172
j 新規求職申込件数			403	198	417	409
k 月間有効求職者数			1,970	1,077	1,995	1,959
l 就職件数			136	61	122	119
		うち雇用保険受給者	38	19	36	40
		うち中高年齢者	42	22	53	46

職業紹介状況（パートタイム）

項目		区分	令和3年7月		前月	前年同月
			計	うち男	計	
m 新規求人数			477	-	731	438
n 月間有効求人数			1,526	-	1,535	1,176
o 新規求職申込件数			185	44	209	196
p 月間有効求職者数			1,102	324	1,170	1,097
q 就職件数			84	24	110	92
		うち雇用保険受給者	12	3	14	23
		うち中高年齢者	53	19	79	52

分析

項目		区分	令和3年7月		前月	前年同月
			計	うち男	計	
r 新規求人倍率 (a/c)			2.09倍	-	2.48倍	1.91倍
s 有効求人倍率 (b/d)			1.25倍	-	1.23倍	1.10倍
t 就職率 (f/c)			37.4%	35.1%	37.1%	34.9%
		うち雇用保険受給者	48.5%	46.8%	40.3%	39.6%
		うち中高年齢者	35.8%	32.8%	44.3%	36.3%
u 充足率 (g/a)			19.4%	-	15.7%	18.2%

雇用保険関係

(\*=基本手当基本分)

項目	区分	令和3年7月		前月	前年同月	
		計	うち男			
適用	月末適用事業所数	3,471	...	3,468	3,426	
	新規加入事業所数	9	...	11	27	
	廃止脱退事業所数	6	...	5	3	
	月末被保険者数	83,479	35,790	83,623	82,962	
	資格取得者数	788	347	1,133	1,093	
	資格喪失者数	974	380	940	954	
	離職票交付枚数	653	...	579	624	
給付	一般受給資格決定件数	154	67	159	219	
	法第33条給付制限数	94	43	111	88	
	* 初回受給者数	162	48	157	199	
	うち特定受給資格者	16	7	37	26	
	* 受給者実人員	625	221	577	691	
	うち特定受給資格者	121	53	135	150	
	* 支給金額(千円)	75,857	31,330	75,189	84,170	
	うち特定受給資格者	16,436	8,626	19,194	19,886	
	訓練延長	受給者実人員	21	9	27	25
		支給金額(千円)	2,688	1,366	3,068	3,372
	受講手当	受給者実人員	33	14	9	44
		支給金額(千円)	268	107	56	345
	常用就職支度手当	支給人員	1	1	0	0
		支給金額(千円)	157	157	0	0
	再就職手当	支給人員	42	17	58	75
		支給金額(千円)	16,967	8,550	20,229	26,003
	高年齢求職者給付	受給者数	38	27	60	52
支給金額(千円)		8,454	6,478	12,256	11,298	

教育訓練給付関係(一般)

項目	区分	令和3年7月		前月	前年同月
		計	うち男		
受給者数		11	5	7	14
支給金額(千円)		344	292	338	729

高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付関係

項目	区分	受給要件	初 回	受給者	支給金額	前月	前年同月
		確認件数	受給者数				
高年齢雇用継続給付	基本給付金	60	14	526	14,242	17,437	15,012
	再就職給付金	0	0	1	35	0	31
育児休業給付	基本給付金	106	100	1,183	143,115	129,763	169,812
介護休業給付		-	-	(2)	706	764	651

( )は受給者数